

令和2年(行ウ)第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明 弘外533名

被告 神戸市長

## 第10準備書面

令和 5年 4月 5日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎



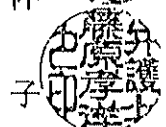
弁護士 三 浦



弁護士 森 有 美



弁護士 藤 原 孝 洋



弁護士 中 尾 悦 子



弁護士 山 本 真 珠 子



同復代理人

弁護士 普 喜



原告第10準備書面について、以下、反論する。

## 第1 はじめに

原告第10準備書面は、第1次公害調停に至るまでの経緯、第1次公害調停の経緯にかかる主張である。

第1次公害調停については、訴状20ページから30ページの「第3 本件に至る事実経過」で、訴状30ページ以降で主張される本件都市計画の違法性にかかる事情として主張されている。

これに対して、被告は、答弁書でこれを認否し、答弁書16ページから25ページで都市計画決定から現在までの須磨多聞線にかかる現状を主張したところ、原告は、原告第2準備書面6ページから8ページで、被告の主張に反論したうえで、原告第4準備書面で、第1次公害調停について、訴状で主張していない部分を補充主張した。

そこで、被告は、被告第5準備書面で、前記原告第4準備書面における補充主張に対する認否、反論を行った。原告第10準備書面は、この被告第5準備書面に対する反論と主張の補充となる。

ところで、訴状30ページ以下の記載によれば、原告は、本件都市計画決定が、都市計画法13条1項、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反していると述べ、都市計画法13条1項違反の理由として、環境基本法及び神戸市環境基本計画違反、神戸市民の安全の推進に関する条例違反に言及している（訴状41ページ以下）。

ところが、原告が、第1次公害調停について触れている訴状、原告第2準備書面及び原告第4準備書面を見返しても、第1次公害調停にかかる主張が、原告らが主張する都市計画法13条1項、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項違反と如何に関係するのかは、全く記載がされておらず、本件都市計画決定の違法性を語るうえでの、これまでの経過として述べられているだけである。

すでに、第9準備書面までやりとりされていながら、こうした対応にとどまるのは、第1次公害調停の対応如何が、本訴の争点である本件都市計画決定の違法性を直ちに左右するものではないからに他ならないし、被告としては、非公開の公害調停における担当者の発言が本件都市計画決定の違法性を左右するものとなることはないと考えている。

現在から20年以上前のやりとりも含まれ、資料が残っていない以上、事実関係を明らかにすることは困難であるにも関わらず、本訴の争点である本件都市計画決定の違法性に直接関係ない詳細な事実を議論することは、本訴の判断の遅延につながるだけで、あまり意味がない。

被告としては、こうした認識を前提に、以下、原告の主張が明らかに不合理と思われる点を指摘する。ただし、反論、指摘がないとしても、認める趣旨ではなく、これまでの被告の主張に反する部分については、知らないし否認することはこれまでと同様である。

## 第2 原告第10準備書面第1について

西須磨まちづくり懇談会の質問書(甲C4号証)について、神戸市の回答が確認できないことは、すでに、主張するとおりである。

この点、原告は、質問書の趣旨や意義を縷々述べるが、いずれも、質問書の記載から推測したことを、原告らが本訴を提起した趣旨に沿って、推測するものに過ぎない。

したがって、原告の主張により、この質問書が道路建設も視野においた提案であったことは左右されず、この点をさらに議論する意義は薄いと言わざるを得ない。

## 第3 原告第10準備書面第2について

## 1. 同書面第2の1について

千森線の工事の着手については、平成9年5月15日付け須磨区広報誌において、「千森川改修と市道千守線拡幅にあわせて、山陽電鉄千森架道橋（高架）をかけかえる工事を行っています。」と広報していたし、平成10年10月には、千森線街路築造工事の着手について、平成11年1月15日付けの須磨区広報紙でも街路築造工事着手について、広報しており、十分に周知されていた（乙30号証、乙31号証、乙32号証）。一方、甲D13号証は、当事者である公害調停申請人による主張書面に過ぎず、事実判断を左右するものとは言えない。

また、調停委員会の事前説明がなかったことが残念という記載だけを取り上げて、あたかも調停委員会を無視して強行したかのような印象を与えているが、実際には、第1次公害調停が申請される平成9年12月よりも前に、千森線の工事の着工があり、公害調停と並行して工事は進んでいただけであり、調停委員会の意向を無視して行ったようなことはない。

いずれにしても、神戸市が、地域住民に知られないように隠密裡に工事を進めていたというわけでもないし、そのようなことができるわけもない。また、千森線は、須磨多聞線、中央幹線と同様に震災復興関連街路として事業を進めてきたが、須磨多聞線の事業とは別事業であり、須磨多聞線の建設とは無関係である。そのため、少なくとも、本訴の争点に関わるものとは言えない。

## 2. 同書面第2の2について

甲D34号証は、調停委員会作成の期日調書であり、神戸市としてその内容を積極的に承認したのではなく、これだけでは、「整備しない」ことまで断言したことは、認められない。神戸市が、今後も理解と協力を得て工事を進めて行きたい旨を述べたことを、調停委員会は、このように表現したに過ぎない。

そもそも本訴で議論となるのは、本件計画決定が違法と言えるかという点であるが、非公開の調停における担当者の発言が、本訴の争点を左右するものとはな

らない。

公害調停という非公開の話し合いの場における発言のやりとりについて言質をとろうとする原告の姿勢には疑問を持たざるを得ないし、少なくとも、本訴の争点を左右するものではないから、これ以上の議論の必要を認めない。

### 3. 同書面第2の3について

公園遊歩道の暫定整備については、甲D36号証の第28回公害調停期日調書にもあるように、申請人から、「同線が着工されるまでの間、桜木町の用地は暫定的に公園遊歩道として整備する」ことが提案された。

以上から、神戸市としては、須磨多聞線の着工を前提に、着工されるまでの間、あくまで暫定的に用地を公園遊歩道として利用するという提案と受け取り、提案内容について検討を始めた。結果としては、暫定的な公園遊歩道としての利用というのが何を指すのかはつきりせず、申請人として、須磨多聞線の着工に応じない姿勢を崩さず、暫定的な公園遊歩道利用にかかる前提が成立しなかった結果、暫定的に公園遊歩道として整備するとする合意にも至らなかった。

また、この提案が合意に至らなかった経過は、以下のとおりである。

公害調停においては、調停の期日外で事前協議がもたれたが、その場で、「公園としての整備は受け入れがたい」（甲B26号証3枚目）と、神戸市としての懸念材料を調停団に伝えた。

結果として、甲D37号証の第29回公害調停期日調書に記載があるように、神戸市は、申請人の提案について、「『合意した』とは理解していない」ということである。

以上から、暫定整備については、法的な合意はもちろんのこと、事実上の合意はない。

#### 4. 同書面第2の4について

第29回公害調停のあとに行われた調停団との期日外協議で、神戸市は、調停団に対して、「暫定整備と言っても、神戸市としては壊して高架道路を作る必要があります」「×は×として言わないと、(暫定整備というのが何を求めるのか)曖昧ではスタートできません。道路以外の整備は難しいです。」(甲B27号証2枚目、3枚目)と伝えており、「相手方が一方的に作成した整備案であるため、神戸市内部でも検討する必要がある」(甲B27号証1枚目)としている。

これは、第29回公害調停の席上で述べた方針を、期日外協議においても繰り返しているものであり、神戸市としての対応は一貫している。

また、原告らは、第30回公害調停(甲D38号証)の神戸市の対応が、「ちやぶ台返し」であると主張するが、前項、本項で述べるとおり、神戸市の姿勢は、第28回公害調停で、申請人から提案があつて以来、一貫しているものであり、なんら方針を転換させるものではなかった。

なお、原告は、第30回調停期日で、調停委員長が、申請人と何らかの合意をする予定があるか真剣に考えるべきとの発言があつたとして甲D38号証を引用するが、この調停委員長の発言は、第31回調停期日の発言で、引用すべき証拠は甲D39号証の誤記ではないかと思われる。

いずれにしても、この調停委員長の発言は、神戸市に対して苦言を呈したものであるという点については、すでに主張するとおりである。

#### 5. 同書面第2の5について

原告らは、公害調停が、1年4ヶ月中断したことを問題視するようであるが、第32回公害調停の期日調書に記載があるように、申請人が、被申請人が提出し

た調停案を、「検討する時間がほしい」として引き取り、調停委員会も「申請人に対して、・・・調停条項を検討するように指示した」（甲D40号証2枚目）ものであり、第33回公害調停の開催時期は、申請人に主導権があった。公害調停が、1年4ヶ月中断したことは、結局のところ、申請人が検討結果を示すことができなかつたことに要因があり、神戸市が非難されるものではない。

また、この事実の有無が、本訴の争点に関わるものでもなく、議論の実益はない。

#### 6. 同書面第2の6について

原告は、甲D48号証の記載をもって、調停委員会から調停条項案の提案があったことを、神戸市も認識していたと主張するが、甲D48号証は、第38回調停期日で、調停委員会から指示があった次回調停期日における指示について回答を行っただけのものであり、これを根拠に、調停委員会が調停条項を示したことにはならない。

また、原告は、調停外での公害対策にかかる協議の継続について、第38回調停期日で、調停委員会が初めて示したとも主張するが、調停外での公害対策にかかる協議の継続については、第29回調停期日に、申請人から提出された平成20年11月21日付け意見書で、「被申請人は、道路公害対策に関し、西須磨都市計画道路公害調停団と継続的に協議する場を設置すること」として、申請人から提案されたものであり、調停委員会が初めて示したという点は認識不足である。

以上